

【事実及び理由の要旨（当事者用）】

1 被告国の責任

(1) 石綿曝露を原因とする石綿肺に関する我が国の医学的知見は、労働衛生試験研究の昭和32年度報告が公表された昭和33年に確立し、石綿曝露を原因とする肺がん及び中皮腫に関する我が国の医学的知見は、遅くとも、瀬良論文及び松下・河合論文が公表され（いずれも昭和46年）、かつ、IARC報告及びIARC論文も公表された昭和48年までには確立した。被告国は、それらの時期において、当該各医学的知見を容易に認識し得るに至った。また、昭和40年代以降の我が国の建築現場における石綿曝露の実態は、これを客観的に見れば、多くの建築作業従事者に石綿肺、肺がん又は中皮腫を発症させる程度に深刻な状況であった。

もっとも、上記各医学的知見が確立した当時の医学的な調査研究は、主に石綿鉱山又は石綿工場における石綿曝露に関するものであった。また、瀬良論文等の調査研究は、建築現場における石綿吹付作業を行う建築作業従事者の石綿曝露に関するものであった。当時、建築現場における石綿吹付作業以外の作業を行う建築作業従事者（本件被災者ら）に関する石綿曝露の実態調査や石綿関連疾患の症例報告等はほとんどなかった。そのため、被告国は、上記各医学的知見を容易に認識し得るに至った当時、石綿吹付作業以外の作業を行う建築作業従事者に関する石綿曝露の実態が上記のように深刻な状況であることを容易に認識し得なかった。被告国は、労働省専門家報告が労働基準局長に提出され（昭和53年）、かつ、AIA勧告も公表された昭和54年に、石綿吹付作業以外の作業を行う建築作業従事者のうち、次の①から⑤までの作業（石綿曝露建築作業）、すなわち、①石綿含有建材の切断、穿孔、研ま等の作業、②石綿含有建材を塗布し、注入し、又は貼り付けた物の破碎、解体等の作業、③粉状の石綿含有建材を容器に入れ、又は容器から取り出す作業、④粉状の石綿含有建材を混合する作業、⑤石綿含有建材の切断等の作業により発散した石綿粉じんの掃除の作業を行う建築作業従事者に関する石綿曝露の実態が上記のように深刻な状況であることを容易に認識し得るに至った。

(2) したがって、被告国は、昭和54年以降、労働安全衛生法その他の労働関係法令に基づき、i 防じんマスクに関する規制措置として、建築作業従事者を雇用す

る事業者に対し、罰則を伴う法令上の義務として、石綿曝露建築作業を行う建築作業従事者に防じんマスクを使用させる義務を課し、かつ、ii 警告表示及び現場掲示に関する規制措置として、警告表示及び現場掲示の具体的な内容は、石綿含有建材に由来する石綿粉じんが肺がんや中皮腫等の重篤な疾病を引き起こし得るものであること及びそれを防ぐためには石綿曝露建築作業を行う建築作業従事者は必ず防じんマスクを使用する必要があることを被表示者において具体的に理解可能なものとすべきであることを、通達等によって示さなければならなかった。

もっとも、被告国が上記i及びiiの規制措置を講ずるためには、省令の改正や通達の発出等を要するから、それには一定の期間を要する。ただし、上記規制措置は、既に存する規制措置の内容を厳格化する種類のものである上、建築作業従事者の生命身体に関わる喫緊の政策課題であったことから、上記一定の期間をそれほど長期にわたって認めることはできない。これらのことに照らせば、被告国が昭和54年の翌年である昭和55年中に上記規制措置を講じなかったことは、石綿曝露建築作業を行う建築作業従事者との関係で、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められる。したがって、被告国による労働関係法令に基づく規制権限の不行使は、昭和56年1月1日以降、労働者として石綿曝露建築作業に従事した建築作業従事者との関係で、国家賠償法1条1項の適用上違法となる。

2 被告企業らの責任

(1) 民法719条1項前段に基づく共同不法行為責任

共同不法行為者の責任について定める民法719条1項前段の規定は、複数人による個々の加害行為と被害者の被った損害の全部との間に、それぞれ独自に相当因果関係がある場合（加害行為と損害との間に事実的因果関係があり、かつ、当該損害が不法行為に基づく損害賠償の範囲に含まれる場合）において、当該複数人による個々の加害行為が同項前段にいう共同の不法行為に該当するとき（いわゆる客観的関連共同性が認められるとき）は、当該複数人による個々の加害行為が単純に競合したにすぎないときは異なり、当該複数人による個々の加害行為の当該損害に対する寄与の割合に応じた減責の抗弁を許さず、当該複数人に対して当該損害の全部を連帯して賠償する責任を負わせる趣旨の規定であると解するのが相当である。例えば、複数人（ここでは2人とする。）のうちの一の方の者

による加害行為の損害に対する寄与の割合が6割で、他方の者による加害行為の損害に対する寄与の割合が4割である場合には、通常、各人による個々の加害行為と被害者の被った損害の全部との間にそれぞれ独自に相当因果関係があると認められるから、この場合において、各人による個々の加害行為が同項前段にいう共同の不法行為に該当するときは、各人の上記寄与の割合に応じた減責の抗弁は排斥され、各人が当該損害の全部を連帯して賠償する責任を負うこととなる。

そうすると、本件において、被告企業らの民法719条1項前段に基づく共同不法行為責任が肯定されるためには、被告企業らの各人が適切な警告表示をすることなく石綿含有建材を製造し又は販売した加害行為と、本件被災者らの各人が被った石綿関連疾患の発症による損害の全部との間に、それぞれ独自に相当因果関係があることを要する。したがって、被告企業らの各人が製造し又は販売した石綿含有建材がそれぞれ本件被災者らの各人の下に到達し、当該建材に由来する石綿粉じん曝露することによって本件被災者らの各人がそれぞれ石綿関連疾患を発症した事実が認められなければならない。しかし、その事実は認めることができないから、その余の点について検討するまでもなく、被告企業らに同項前段に基づく共同不法行為責任があるということではできない。

(2) 民法719条1項後段に基づく共同不法行為責任

共同不法行為者の責任について定める民法719条1項後段の規定は、複数人による個々の加害行為のうちいずれかの者による行為（一人による行為である必要はない。）と被害者の被った損害の全部との間に相当因果関係があり、かつ、当該複数人以外の者による加害行為はないか、又は当該複数人以外の者による加害行為と当該損害との間には相当因果関係がない場合において、当該複数人のうちのいずれの者による加害行為と当該損害との間に相当因果関係があるのが不明であるときは、当該複数人による個々の加害行為と当該損害との間にそれぞれ独自に相当因果関係があるものと推定し、当該複数人がそれぞれ自身による加害行為と当該損害との間には相当因果関係がないことを立証しない限り、当該複数人に対して当該損害の全部を連帯して賠償する責任を負わせる趣旨の規定であると解するのが相当である。

そうすると、本件において、被告企業らの民法719条1項後段に基づく共同不法行為責任が肯定されるためには、被告企業らのうちのいずれかの者が適切な

警告表示をすることなく石綿含有建材を製造し又は販売した加害行為と本件被災者らの各人が被った石綿関連疾患の発症による損害の全部との間に相当因果関係があること、及び被告企業ら以外の者が適切な警告表示をすることなく石綿含有建材を製造し又は販売した加害行為と本件被災者らの各人が被った石綿関連疾患の発症による損害との間には相当因果関係がないことを要する。したがって、被告企業らのうちのいずれかの者が製造し又は販売した石綿含有建材が本件被災者らの各人の下に到達し、当該建材に由来する石綿粉じん曝露することによって本件被災者らの各人がそれぞれ石綿関連疾患を発症した事実、及び被告企業ら以外の者が製造し又は販売した石綿含有建材が本件被災者らの各人の下に到達して当該建材に由来する石綿粉じん曝露することによって本件被災者らの各人がそれぞれ石綿関連疾患を発症したことはないとの事実が認められなければならない。しかし、それらの事実はいずれも認めることができないから、その余の点について検討するまでもなく、被告企業らに同項後段に基づく共同不法行為責任があるということではできない。

原告らは、民法719条1項後段の類推適用に関するいくつかの主張をするが、いずれの主張も同項後段の上記趣旨からは導き得ない解釈論に基づくものであって、それらを採用することはできない。原告らが特に強く主張するのは、同項後段の要件を満たそうとして、自ら製造し又は販売した石綿含有建材が本件被災者らの下に到達した可能性が少しでもある者を全て同項後段にいう共同行為者として特定しようとする、当該可能性が極めて低い者まで共同行為者に含まれてしまう一方で、共同行為者を当該可能性が一定程度以上ある者に限定しようとする、今度は、共同行為者として特定した者以外には当該可能性の疑われる者はないことの立証に達しないこととなるという二律背反の問題が生ずるとの点である。しかし、同項後段の要件は、上記説示のとおりであって、原告らは、自ら製造し又は販売した石綿含有建材が本件被災者らの下に到達した可能性が少しでもある者を全て共同行為者として特定すればよく、そうすれば、今度は、共同行為者とされた者の側で、自身が製造し又は販売した石綿含有建材は本件被災者らの下に到達していないことその他の自身による加害行為と本件被災者らの被った損害との間には相当因果関係がないことを抗弁として主張立証する必要があることとなる。もとより、原告らがそのように共同行為者として特定した者の中には、

自ら製造し又は販売した石綿含有建材が本件被災者らの下に到達した可能性が低いこと等を理由として、そもそも本件被災者らに対する加害行為（権利侵害に向けた危険性のある行為）をしたことすら認められない者が多数含まれる可能性が高い（当該者は、共同行為者に当たらないから、上記抗弁を主張する必要はない。）。しかし、原告らが共同行為者として特定した者の中にそのような者が含まれていることのみを理由として、当該者以外の者が負うべき同項後段に基づく共同不法行為責任まで否定されることはない。以上に説示したとおりであって、原告らの主張する二律背反の問題は生じない。

(3) 小括

上記(1)及び(2)のとおり、現行の民法719条1項の下では、原告らの主張する被告企業らの共同不法行為責任は認められない。

しかし、被告企業らを含む石綿含有建材の製造販売企業らが製造し又は販売した石綿含有建材が、それぞれ多かれ少なかれ、本件被災者らを含む建築作業従事者らが発症した石綿関連疾患のいずれかに一定の関与をした事実を否定することは困難である。また、本件被災者らを含む建築作業従事者らの多くが様々な建築現場において建築作業に従事し、その中で様々な石綿含有建材に由来する石綿粉じん曝露したことが、被告企業らを含む石綿含有建材の製造販売企業らが適切な警告表示を怠ったために、本件被災者らを含む建築作業従事者らが石綿含有建材に由来する石綿粉じんの危険性を具体的に認識することができなかったこと等の事情に照らせば、本件被災者らを含む建築作業従事者らが、自身の石綿関連疾患の発症の原因となった石綿含有建材及びこれを製造し又は販売した企業を十分に特定することができないとしても、それには無理からぬ面があるというべきである。加えて、本件被災者らを含む建築作業従事者らの被った石綿関連疾患の発症による損害は、多くの場合において極めて深刻なものであることを併せて考慮すれば、被告企業らを含む石綿含有建材の製造販売企業らが、本件被災者らを含む建築作業従事者らに対して何らの責任も負わないという結論を採ることは問題があるといわざるを得ない。その意味では、民法719条1項の規定は、このような事案においてこそ、その適用又は類推適用を認めるべきであるという考え方にも、傾聴すべきところが多い。

もっとも、法改正の議論であればともかく、現行の民法719条1項の解釈論

としては、上記(1)及び(2)のとおり結論を採らざるを得ない。当裁判所としては、国家賠償法に基づく法的責任を負う被告国のみならず、被告企業らを含む石綿含有建材の製造販売企業らが、建築関係企業らと共に、本件被災者らを含む建築作業従事者らの被った石綿関連疾患の発症による損害を填補するための何らかの制度を創設する必要があると感ずるが、これについては、立法府及び行政府による政策判断を待つほかない。

3 被告国が賠償すべき損害額等

本件被災者らの慰謝料の基準とすべき額、その減額事由、被告国の責任割合及び弁護士費用の各算定方法に従った具体的な損害額及びその算定過程については、別紙損害額等一覧表の各欄記載のとおりである。本件被災者らのうち、別紙棄却原告等一覧表の「被災者」欄記載の各被災者は、昭和56年1月1日以降に労働者として石綿曝露建築作業に従事したとは認められない。

【事実及び理由の要旨（記者用）】

1 国の責任

(1) 石綿曝露を原因とする石綿肺に関する我が国の医学的知見が確立したのは昭和33年であり、石綿曝露を原因とする肺がん及び中皮腫に関する我が国の医学的知見が確立したのは昭和48年である。国は、それらの時期において、当該各医学的知見を容易に認識し得るに至った。また、我が国の建設現場における昭和40年代以降の石綿曝露の実態は、客観的には、多くの建設作業員に石綿関連疾患を発症させる程度に深刻な状況であった。

もっとも、その当時、石綿曝露の実態が深刻な状況であると問題視されていたのは、主に石綿鉱山や石綿工場における石綿曝露であり、建設現場における石綿曝露は、石綿吹付作業を行う建設作業員に関する石綿曝露を除いては、それほど問題視されていなかった。そのため、国は、石綿吹付作業以外の作業を行う建設作業員（本件被災者ら）に関する石綿曝露の実態が上記のように深刻な状況であることを容易に認識し得なかった。国がそのことを容易に認識し得るに至ったのは、昭和54年である。

(2) したがって、国としては、昭和54年以降、石綿吹付作業以外の作業を行う建設作業員に関する石綿曝露防止策（建設作業員の雇用主に対して防じんマスクを建設作業員に使用させることを義務付ける等の防止策）を適切に講じる必要があった。もっとも、国が上記防止策を講じるためには、省令の改正や通達の発出等を要するから、それには一定の期間を要する。ただし、上記防止策は建設作業員の生命身体に関わる喫緊の政策課題であったこと等を考慮すれば、国が昭和54年の翌年である昭和55年中に上記防止策を講じなかったことは、石綿吹付作業以外の作業を行う建設作業員との関係で、許容される限度を超えて著しく不合理であったと認められる。したがって、以上の国による規制権限の不行使は、昭和56年1月1日以降、本件被災者らとの関係で、国家賠償法上違法となる。

2 建材メーカーの責任

(1) 民法719条1項前段に基づく建材メーカーの共同不法行為責任が認められるためには、その要件の一つとして、個々の建材メーカーが自ら製造販売した建材が個々の建設作業員の下に到達し、その建材から生じた石綿粉じんによって石綿関連疾患が発症した事実が認められる必要がある。しかし、本件ではその事実は

認められないから、同項前段に基づく共同不法行為責任は認められない。

民法719条1項後段に基づく建材メーカーの共同不法行為責任が認められるためには、その要件の一つとして、本件で被告とされた建材メーカー以外の建材メーカーが製造販売した建材の石綿粉じんによって石綿関連疾患が発症したわけではないとの事実が認められる必要がある。しかし、本件ではその事実は認められないから、同項後段に基づく共同不法行為責任は認められない。

(2) 以上のとおり、現行法の下では、原告らの主張する共同不法行為責任は認められない。しかし、被告企業らを含む建材メーカーが製造販売した建材が、多かれ少なかれ、本件被災者らを含む建設作業員が発症した石綿関連疾患のいずれかに一定の関与をした事実を否定することは困難である。また、建設作業員が自身の石綿関連疾患の発症原因となった建材及びこれを製造販売した建材メーカーを十分に特定できないことには無理からぬ面がある。加えて、建設作業員が発症した石綿関連疾患の症状は、多くの場合において極めて深刻なものである。これらの事情を考慮すれば、法的責任を負う国だけでなく、建材メーカーも一緒に、建設作業員が被った損害を補填するための何らかの制度を創設する必要があると感じるが、これについては、立法府及び行政府の政策判断を待つしかない。

3 国が賠償すべき損害額

本件被災者らの慰謝料の基準とすべき額、その減額事由、国の責任割合及び弁護士費用の各算定方法に従った具体的な損害額及びその算定過程については、別紙損害額等一覧表の各欄記載のとおりである。本件被災者らのうち、別紙棄却原告等一覧表の「被災者」欄記載の各被災者は、上記1(2)の昭和56年1月1日以降に石綿曝露作業に従事したとは認められない。